

3 1 答 申 第 3 号
平成 3 1 年 4 月 2 3 日

久留米市企業管理者 徳 永 龍 一 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 武 藤 知 之

答 申 書

平成 3 1 年 4 月 2 日付け 3 1 企管第 1 5 号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

上下水道料金の口座振替データ受渡し業務において、フロッピーディスク等電子媒体の使用が廃止されるため、市県民税等と同様に L G W A N 経由のデータ伝送を行い、金融機関と上下水道営業管理システムをオンライン結合することについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第 1 0 条第 1 項第 2 号）について

【上下水道部営業管理課】

2 審議会の意見

上下水道料金の口座振替データ受渡し業務において、上下水道営業管理システムのデータを金融機関に提供するに当たり、オンライン結合等により行うことについては、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはないと判断する。